

(仮称)新潟市自治基本条例庁内検討メンバー会議(第6回)会議メモ

期日：平成18年3月16日

時間：午後1時30分～5時

会場：監査特別会議室

次 第

1. 自治基本条例検討について(本日の検討部分)

○市政運営の諸原則に関する事項

・参加と協働

※これらの必要性、盛り込むべき内容について検討を行う。

1. 自治基本条例検討について

○市政運営の諸原則(市政運営の基本原則) ※前回に続く

【盛り込むべき内容】

- ・個人情報の保護については、公正性の確保として政策の推進の中に入れるものとして整理する。
- ・市民意見の反映手続きについては、基本としてパブリックコメント、委員としての参画(公募の仕組み)がある。新潟市では現状として要綱、指針などで規定されているもの。パブリックコメントは条例化している自治体も見受けられる。また、自治基本条例を作ることに機会に条例化したところもある。
- ・現行の制度の中で、細かい参画の形態を載せるのではなく、基本的なパブリックコメント、委員への参加の仕組みを規定し、その他有効な(多様な)機会を整備するとして整理するのが良い。
- ・パブリックコメントは新潟市では要綱実施だが、この条例では例えば「**基本的な施策については事前に案を公表して市民の意見を募り、それらを考慮して策定する**」というような規定でよいだろう。
- ・住民投票制度だが、大半はそれぞれ必要な時々に対応する非常設型。そもそもこの制度をどのように考えるかだが、住民が最終決定をする謂わば伝家の宝刀。
- ・発議をする権利はまず住民にあるが、市長、議員も条例の提案権があり、条例制定請求権により住民投票条例制定を請求していく形。**諮問型、非常設型**として整理する。住民の場合、一般の条例と同じく選挙権を有する者の1/50の連署が必要、とする。
- ・投票資格要件は事案に応じ個別条例に入れるのがよい。

- ・区ごとに住民投票ができるようにするか。川崎市は検討中。
※区の自治のあり方とともに、次回検討。
- ・**市民協働の推進**だが、市民との協働、活動支援については18年度中に指針を策定する。基本的には条例から指針につなぎ、条例は**市と市民は（地域の）公共的な課題の解決のため協働する、自発的な活動を支援するよう努める、市の支援は市民の自主性、自立性を損ねるものであってはならない**、というような謳い方にする。コミュニティー、NPOという文言は特に出さない。
- ・区自治協議会の設置条例は自治法と自治基本条例を根拠とする。区自治協議会の構成メンバーでもあるコミュニティー協議会は任意のものだが、何らかの形で規定するかどうか検討が必要。次回に資料を用意し検討。

○市政運営の諸原則（政策の推進）

【盛り込むべき内容】

- ・総合的な行政運営のうち、**総合計画の策定**については、すべての計画の頂点であるという謳い方をする。
- ・自治法では基本構想は議会の議決を必要としている。条例で基本計画まで議決を必要とするかについては、総合計画が市民ニーズに合わせ絶えず見直しをしていくものであることから、むしろ動きにくくなるような議決事項として位置付けないものとする。
- ・この条例の目的及び趣旨にのっとり**総合計画を定める**、という謳い方をする。
- ・自治基本条例のもとに他の条例の体系整備を行なうという趣旨から、**法務体制の整備**については規定し、現在の要綱中心の行政から条例整備を進めていくことが必要。
- ・市民の安全確保、相互扶助から**危機管理**については規定する必要があるのではないか。自分たちのできる範囲のことはするという内容を規定し、それと同時に市の体制確立を規定するか。しかし、個別分野についてはそれぞれ個別に考え、この条例では全体に関わる仕組みを規定するという考え方をしたいため、盛り込み方については事務局で検討してみる。
- ・**財務関係**については、一般的だが**効率的、効果的な行政運営を行なうことにより健全な財政運営に努め、公表**するという謳い方。財産管理については特に規定の必要はないだろう。
- ・**行政評価**については、信頼性の確保の問題。評価の手法が確立されていない中で新潟市は条例化をしていない（実施要綱）。そのようなことから今後の変化も想定されるため、**適切な評価の実施、公表**という観点で謳う。

- ・ **出資法人の指導**については、財団を想定し**外郭団体に対する指導助言**という内容が必要。
- ・ 財団も含めて指導助言ができるか要検討。
- ・ 監査、外部監査については自治法で定められているが、**外部監査**については信頼性の確保から明記したほうがいい。外部監査の条例があることから、この条例でそのまま謳う。